

ぐんま新技術・新製品開発推進補助金（パートナーシップ支援型）

交付要綱

（通則）

第1条 本補助金は、特定非営利活動法人 北関東産官学研究会（以下「本研究会」という。）が地域の産学官と連携して推進する共同研究を支援する事業の内、ぐんま新技術・新製品開発推進補助金の「産業支援機関・県パートナーシップ支援型」を活用して実施する補助金（以下「補助金」という。）であり、交付については、この要綱に定めるところによる。

（補助金の目的）

第2条 この補助金は、地域産業の振興に寄与する中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定する中小企業団体及び中小企業基本法第2条に規定する中小企業者を主たる構成員とする団体（以下「中小企業者」という。）が行う新製品・新商品の開発に要する経費について本研究会と群馬県（以下「県」という。）が連携して補助金を交付することにより、中小企業者の開発意欲を助長し、もってその競争力強化と発展を図ることを目的とする。

（実施方法）

第3条 この補助金は、年1回、公募により申請した事業者に対し、審査委員会の議を経て決定された事業について実施するものである。

（用語）

第4条 この要綱における用語については、次に定めるところによる。

（1）大学等試験研究機関

県内外の大学、工業高等専門学校、公設試験研究機関、独立行政法人等で、当該機関で行われる研究内容が新技術、新製品等の研究開発に活用しうると認められる機関

（2）共同研究

大学等試験研究機関における研究活動を通じて創造された技術シーズを用い、もしくは当該機関が保有する施設、設備機器等を活用し、新技術の実用化ならびに事業化、新製品の商品化等を図ることを目的に、当該機関の研究者と連携して行う研究開発

（対象者）

第5条 この補助金は、群馬県内に主たる事業所を有する中小企業者を対象とする。

2 前項の補助対象者は、自己又は役員等が、次の各号のいずれかに該当する者であってはならない。

（1）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

（2）暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

（3）暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者

（4）暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者

- (5) 自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
- (6) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に、暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者
- (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者
- (8) 暴力団員と密接な交友関係を有する者

(対象行為)

第6条 この補助金は、中小企業者が従来になかった機能・性能・用途・意匠・販路等を有する製品・商品、もしくは現在の製品・商品と原材料や生産加工技術等を異にし、その大きな向上が見込める製品・商品の開発を行おうとする場合に、次条に定める経費を対象として交付するものとし、大学等試験研究機関と企業との共同研究を条件とする。

(対象経費)

第7条 補助金の対象経費は、中小企業者が行う新製品・新商品の開発事業のために必要な別表1に定める経費のうち、本研究会の代表者が必要かつ適当と認めるものとする。

(補助金の額及び補助率)

第8条 補助金の額は、予算の範囲内において、前条に規定する補助対象経費の3分の2以内の額とする。ただし、補助金の額の上限は1件あたり200万円以内とする。

(補助金の交付申請)

第9条 中小企業者は、補助金の交付を受けようとするときは、様式第1による補助金交付申請書を別に定める期日までに本研究会の代表者に提出しなければならない。

(秘密の保持)

第10条 提出書類は本事業のためにのみ利用し、本研究会は本事業で知り得た情報を一切他に漏らしてはならない。ただし、実施が決定された案件については、テーマ・決定事業者等の必要最小限については公表することが出来る。

(補助金交付の決定)

第11条 本研究会の代表者は、前条の規定により申請書の提出があったときは、当該申請に係る書面審査及び現地調査等のほか、本研究会が設置する審査委員会の審査を経て、適正と認められるときは、補助金の交付を決定し、様式第2による補助金交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

2 本研究会の代表者は、前項の規定により補助金の交付を決定するときは、必要に応じ条件を付すことができる。また、補助金の適正な交付を行うため必要があるときは、その交付の申請に係る事項について、修正を加えて交付の決定をすることができる。

(申請の取下げ)

第12条 中小企業者は、前条の規定による通知に係る補助金の交付決定の内容及びこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付を取り下げようとするときは、交付決定通知を受けた日

から 15 日以内にその旨を記載した文書を本研究会の代表者に提出しなければならない。

(補助事業の変更等の承認)

第 13 条 補助金の交付決定を受けた中小企業者(以下「補助事業者」という。)は、次の各号に掲げる場合には、速やかに様式第 3 の 1 又は第 3 の 2 による申請書を本研究会の代表者に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助事業の経費の配分又は内容を著しく変更しようとするとき。

(2) 補助事業を廃止しようとするとき。

2 本研究会の代表者は、前項の規定により申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認められるときは、様式第 3 の 3 による事業計画変更承認書又は様式第 3 の 4 による事業廃止承認書により申請者に通知するものとする。

3 本研究会の代表者は、前項の承認について、必要に応じ条件を付することができる。また、補助金の適正な交付を行うため必要があるときは、変更の承認申請に係る事項について、修正を加えてその承認をすることができる。

(補助事業遅延等の報告)

第 14 条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき、又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに様式第 5 による補助事業遅延等報告書を本研究会の代表者に提出し、その指示を受けなければならない。

(遂行状況報告及び指示)

第 15 条 補助事業者は、様式第 6 により補助事業の遂行状況を補助金の交付決定を受けた会計年度内の別に定める日までに、本研究会の代表者に提出しなければならない。

2 本研究会の代表者は、前項の報告書の提出があったときは、必要に応じて中間検査等を行うものとする。その結果、交付決定の内容及びこれに付した条件に従って遂行されていないと認める時は、補助事業者に対し、これらに従って当該補助事業を遂行すべきことを指示することができる。

(実績報告及び補助金の額の確定)

第 16 条 補助事業者は、補助事業が完了した日(補助事業の廃止の承認を受けた場合を含む。)から 15 日以内又は補助金の交付決定を受けた会計年度内の別に定める日までに、様式第 7 による補助事業実績報告書を本研究会の代表者に提出しなければならない。

2 本研究会の代表者は、前項の規定による報告書の提出があったときは、その内容に係る書類の審査及び完了検査等により、その成果が当該補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであると認められるときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式第 8 による額の確定通知書により補助事業者へ通知し、当該補助金を交付するものとする。

3 本研究会の代表者及び知事は、前項の規定により補助金の額が確定したときは、第 8 条第 1 項で定める額の範囲内において、確定額の 2 分の 1 ずつを負担し、当該補助金を交付するものとする。

(補助金の経理)

第 17 条 補助事業者は、補助金に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理

し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後 5 年間保存しなければならない。

(財産の管理及び処分)

第 18 条 補助事業者は、当該事業により取得又は効用が増加した財産を、補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後 5 年間、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 補助事業者は、前項で定める期間を経過する以前に、補助事業により取得又は効用が増加した財産を処分しようとするときは、あらかじめ様式第 9 による財産処分承認申請書を本研究会の代表者に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該財産の取得価格又は増加価格が 50 万円未満のものについてはこの限りでない。

3 本研究会の代表者は、前項の承認をした補助事業者に対し、当該承認に係る財産を処分したことにより収入があったときは、その全部又は一部を共同実施機関及び県に納付させることができるものとする。

(実施結果の企業化)

第 19 条 補助事業者は、補助事業の実施結果の企業化に努めなければならない。

2 補助事業者は、補助事業実施年度の終了後 3 年間、様式第 10 により当該補助事業に係る企業化状況報告書を本研究会の代表者に提出しなければならない。

3 補助事業者は、本研究会や県が行う中小企業の研究開発推進事業及び各種振興事業について、本研究会の代表者の依頼に基づき、その結果の発表、展示等により協力するものとする。

(補助金の交付決定の変更及び取消し等)

第 20 条 本研究会の代表者は、第 13 条の規定により補助事業の計画変更の承認をしたときは、当該補助事業に係る補助金の交付決定の全部又は一部を変更することができるものとする。

2 本研究会の代表者は、前項の規定により当該補助事業に係る補助金の交付決定の全部又は一部を変更するときは、様式第 4 による補助金変更交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

3 本研究会の代表者は、補助事業者が補助金の交付決定の内容やこれに付した条件、その他この要綱に違反したとき又はこの要綱等に基づく指示に従わないときは、補助金の交付決定を取消することができるものとする。

(理由の提示)

第 21 条 本研究会の代表者は、補助金の交付の決定の取消し、補助事業の遂行の指示等をするときは、当該補助事業者等に対してその理由を示さなければならない。

(調査)

第 22 条 本研究会の代表者は、補助金等に係る予算の執行の適正を期するために必要があるときは、補助事業者に対して報告をさせ、又は職員をして帳簿書類その他の物件等について必要な調査をさせることができる。

(その他)

第 23 条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、必要な事項については本研究会の代表者が、県と

協議して別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行し、平成24年度事業から適用する。

別表 1 (第7条関係)

補助対象経費一覧表

区 分	内 容
原 材 料 費	原材料及び副資材の購入に要する経費
機 械 装 置 費 工 具 器 具 費	機械装置又は工具器具の購入、改良、据付、借用等に要する経費
外 注 加 工 費	外注加工に要する経費
調 査 研 究 委 託 費 外 部 指 導 受 入 費	・開発に必要な市場調査、工業所有権調査、共同研究、データ試験、 デザイン委託等に要する経費 ・外部からの各種専門家の指導受入に要する経費
特 許 出 願 費	研究開発成果の特許出願に要する弁理士費用
そ の 他 経 費	上記のほか、本研究会の代表者が特に必要と認める経費